

茨木市障害者雇用奨励金をご利用ください

障害者を雇用した事業主に対して、奨励金を支給する制度を設けています。奨励金を受けられるのは、特定求職者雇用開発助成金を受給後も、茨木市内に住所を有する重度の身体・知的障害者および重度以外の知的障害者、精神障害者を雇用保険の一般被保険者として継続雇用している従業員数が300人以下の事業主です。

支給額及び対象期間

対象労働者	支給額	支給対象期間
重度の身体・知的障害者	90万円 第1期 30万円 第2期 30万円 第3期 30万円	1年6か月
重度の身体・知的障害者 (短時間労働者)	42万円 第1期 21万円 第2期 21万円	1年
重度以外の知的障害者 精神障害者	42万円 第1期 21万円 第2期 21万円	1年

※支給対象期間は、特定求職者雇用開発助成金の支給が終了した月の翌月から起算します。
 ※支給対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期、第2期、第3期)として、支給対象期ごとに支給します。
 ※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の雇用保険の一般被保険者をいいます。

申請期間 各支給対象期が終了した月の翌月から起算して3か月以内

申請書類 市HPをご確認ください。

※申請前に、茨木市商工労政課までお問い合わせください。

茨木市障害者合同就職面接会のお知らせ

障害者合同就職面接会の開催を

令和5年11月22日(水)に予定しております。

市内事業主の皆様の参加をお待ちしております。



茨木市産業環境部商工労政課

茨木市駅前3丁目8番13号
TEL 072-620-1620

ハローワーク茨木 専門援助部門

茨木市東中条町1番12号
TEL 072-623-2551 (部門コード42#)

事業者の皆さまへ

働く意思を持つ障害のある方に 働くチャンスと働き続ける環境を

～障害者雇用支援のために～

障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、民間企業における法定雇用率が現行の2.3%から令和6年4月以降2.5%、令和8年7月には2.7%へ、段階的に引き上げられます。

近年は、事業主の皆さまをはじめとして、障害者の雇用についての理解と関心も高まり、障害者の雇用状況は着実な改善がみられるところではありますが、一方では、まだまだ多くの働く意志と能力を持った障害者の方々が働く場を求めています。

障害のある人の就労を通じた社会参加を実現し、障害のある人が地域社会で、自立していきいきと暮らせる環境づくりを図るため、事業主の皆さまにおかれましては、働く意欲と能力のある障害者に雇用の場を提供していただきますようお願いいたします。

～テレワーク雇用に向けた支援～

テレワークは、多様な働き方のひとつであり、通勤困難な障害者の方々にも就業の機会を提供できるとともに、事業主の皆さまにとっても全国から優秀な人材の確保することができるというメリットもあります。

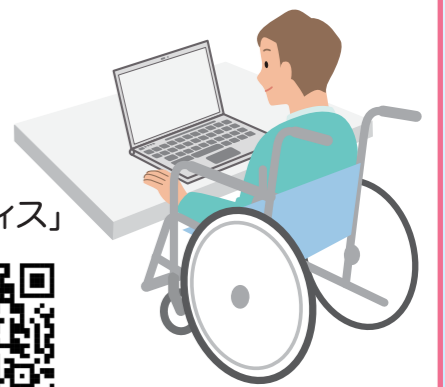
テレワーク雇用にあたり、下記の機関が支援等を行っております。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者の在宅就業支援ホームページ「チャレンジホームオフィス」

<https://www.challenge.jeed.go.jp/>

在宅就業に関する「よくある質問」「支援する団体・機関」「事例」等が掲載されています。是非ご参照ください。



茨木市・ハローワーク茨木



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。ゴミの減量にご協力ください。

このパンフレットは1,300部作成し、1部当たりの単価は86.5円です。

障害者雇用率制度

障害者雇用促進法により、事業主は、社会的連帯の理念に基づき、法定雇用率に相当する人数以上の身体障害者・知的障害者・精神障害者の雇用が義務づけられています。

従業員**43.5人以上**の事業主は、従業員の**2.3%(法定雇用率)**に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません。

※令和6年4月以降は、従業員40.0人以上、法定雇用率2.5%
令和8年7月以降は、従業員37.5人以上、法定雇用率2.7%
へ引き上げられます。



●事業主(民間企業)が雇用しなければならない障害者数

$$\text{企業における雇用障害者数} \geq \text{法定雇用障害者数}$$

この場合において、「法定雇用障害者数」は次により算出します。計算の結果生じた一人未満は切り捨て。

$$\text{法定雇用障害者数} = \text{常用雇用労働者数} \times \text{法定雇用率 (2.3\%)}$$

●常用雇用労働者の算定方法

(1) 短時間以外の常用雇用労働者

雇用期間の定めのない等の労働者で、
週所定労働時間が**30時間以上**

雇用労働者1人をもって
1カウント

※週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者については、雇用率上、雇入れからの期間等に
関係なく、1カウントとして算定できる措置期間が延長となりました。

(2) 短時間労働者

雇用期間の定めのない等の労働者で、
週所定労働時間が**20時間以上30時間未満**

雇用労働者1人をもって
0.5カウント

※令和6年4月以降、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度
知的障害者について、雇用率上、0.5 カウントとして算定できるようになります。

法定雇用障害者数の具体的な算出例は以下のとおり

例：週所定労働時間が30時間以上の労働者が40人、20時間以上30時間未満の労働者が
20人の企業の場合の法定雇用障害者数

$$(40人 \times 1カウント + 20人 \times 0.5カウント) \times 2.3\% = 1.15 \rightarrow \underline{1}$$

小数点以下
切り捨て

1人以上の障害者を雇用しなければなりません

問い合わせ先

ハローワーク茨木 専門援助部門 茨木市東中条町1番12号
TEL 072-623-2551 (部門コード42#)

障害者雇用納付金制度の概要



障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、
全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、下記の
制度が設けられています。

1 障害者雇用納付金の納付

常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で障害者雇用率を未達成の場合は、法定雇用障害
者数に不足する障害者数に応じて一人につき月額5万円の障害者雇用納付金を納める必要があります。

2 障害者雇用調整金の支給

常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で障害者雇用率を超えて障害者を雇用している場
合に、その超えて雇用している障害者数に応じて一人につき月額2万7千円の障害者雇用調整金が支給さ
れます。

3 在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者雇用納付金申告もしくは障害者雇用調整金申請事業主であって、前年度に在宅就業障害者または
在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合に、「調整額(2万1千円)」に「事業主が
当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額(35万円)で除して得た数」を乗じて得た額
が支給されます。法定雇用率未達成企業については、在宅就業障害者特例調整金の額に応じて、障害者雇
用納付金が減額されます。

4 報奨金の支給

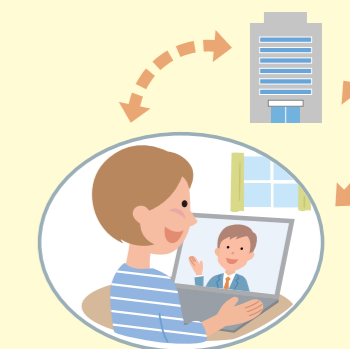
常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数
(各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数または72人のいずれか多い数)を超えて障害
者を雇用している場合に、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に2万1千円を乗じて得た額の
報奨金が支給されます。

5 在宅就業障害者特例報奨金の支給

報奨金申請事業主であって、前年度に在宅就業障害者または在宅就業支援団体に対し仕事を発注
し、業務の対価を支払った場合に、「報奨額(1万7千円)」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障
害者への支払い総額を評価額(35万円)で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例報奨
金が支給されます。

6 特例給付金の支給

特に短い時間であれば働くことができる障害者である労働者を雇用
する事業主に対する支援として、週所定労働時間が10時間以上20時
間未満の障害者数に応じて、一人につき月額7千円または5千円の特例
給付金が支給されます。



問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課
TEL 06-7664-0722